

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 11 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第88号

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を
改正する条例の施行期日を定める規則

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年名古屋市条例第46号）の施行期日は、令和 8 年 1 月 5 日とする。